

地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（改定案）概要

平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日
内 閣 府
消 防 庁

1. 趣旨等

原子力施設の周辺の道府県、市町村が、原子力防災対策として地域防災計画上定めておくべきと考えられる一般的な事項を、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針等に基づいてとりまとめたもの。

内閣府（原子力防災担当）及び消防庁において、原子力災害対策指針等の改定内容をマニュアルに反映する作業を行っているところであり、今後速やかに、当該指針等の内容を取り入れて修正したものを、道府県、市町村に配布予定。さらに、当該指針の改定に併せ、マニュアルも随時改定する予定。

2. 主な改定事項

○総則関連

- ・防災対策を重点的に充実すべき地域として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を設定。
- ・福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、過酷事故による災害を想定。

○災害予防対策関連

- ・広域的な応援協力体制の拡充・強化。
- ・過酷事故においても対応可能なオフサイトセンターの施設、資機材、体制等の整備。
- ・過酷事故や複合災害を想定した訓練の実施。
- ・防災拠点間における情報通信ネットワークを強化。
- ・災害時要援護者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保。

○災害応急対策関連

- ・原子炉の状態を踏まえた PAZ 内の予防的防護措置（避難）の実施、放射性物質の拡散状況等を踏まえた UPZ 内の緊急時防護措置（避難、屋内退避等）の実施。
- ・避難場所等における災害時要援護者に配慮したケアの実施。

○災害復旧対策関連

- ・現地対策本部や原子力被災者生活支援チームと連携した原子力災害事後対策、被災者の生活支援の実施。
- ・国と協議の上、状況に応じた避難区域の見直し。
- ・国、市町村、原子力事業者、関係機関と連携した除染や放射性廃棄物の処理の実施。